

第4章

推進体制の充実

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置します。委員会を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、計画の着実な推進を図ります。

また、さらなる推進体制強化のため、必要に応じて、構成員の見直しを実施します。

2 桐生市男女共同参画推進協議会の運営

計画の進行状況や、男女共同参画推進に関わる重要事項等について協議を行う「桐生市男女共同参画推進協議会」を運営します。

3 市民・事業所・地域活動団体との連携

市民・事業所・地域活動団体等が、それぞれの立場で計画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、官民協働の施策推進を図ります。

4 計画の進行管理

計画の着実な進行と成果の見える化を目指し、毎年度、各施策の具体的な事業の取り組みに関する「実施状況報告書」を作成し、桐生市男女共同参画庁内推進会議及び桐生市男女共同参画推進協議会における協議の後、市民に公表します。

数值的に進行状況が把握できる施策については、数値目標による管理を徹底するとともに、全ての職員が男女共同参画の視点を持って、各事業の展開及び評価をすることができるよう意識啓発を行います。

また、毎年度の評価の際には、前年度の実施状況をもとに、事業内容や目標等の点検・見直しを行い、さらなる施策の推進を図ります。

【推進体制フロー図】

